

## 社会福祉法人静内ペテカリ行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和 4年4月までに、中学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる子の看護休暇制度を導入する。

<対策>

●令和 4年 4月～ 制度の導入、育児介護休業規定の配布などによる職員への周知

目標2：令和 4年4月までに、半日有給休暇制度を導入する。

<対策>

●令和 4年 4月～ 基本的には有給休暇の取得は1日単位が原則と再周知し、年5日分の時間単位での有給休暇では不足していることに対し、上限を設け導入し、就業規則の配布などによる職員への周知

目標3：若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

●令和 3年 4月～ 大学、短大、専門学校、高校等との連携、職員への周知

●令和 3年 6月～ インターンシップの受け入れ開始